

## コンプライアンス基本規程

### (総則)

第 1 条 この規定は、NPO 法人沖縄県学童・保育支援センター（以下「この法人」という）におけるコンプライアンスについて規定する。

### (定義)

第 2 条 この規定において「コンプライアンス」とは、法令、定款及びこの法人各規程、特定活動非営利法人倫理（以下「法令等」という）を遵守することをいう。

### (役職員の責務)

第 3 条 この法人の役職員は、前条の定義をふまえ、法令等を誠実に遵守することはもとより、社会人としての良識と責任をもって業務を遂行しなければならない。

### (役職員の禁止事項)

第 4 条 この法人の役職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他の役職員に対して法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他の役職員の法令等に違反する行為を許可、承認又は黙認する行為
- (4) 反社会的勢力との関係及び取引行為

### (通報の義務)

第 5 条 この法人の役職員は、他の役職員が前条に違反する行為を行っていることを知ったときは、速やかに理事長または事務局長に通報しなければならない。通報者は一切の不利益な扱いを受けることを禁止する。

### (懲戒処分等)

第 6 条 第 4 条の規定に違反した役職員に対し、理事会は懲戒処分等を行うことができるものとする。

### (免責の制限)

第 7 条 この法人の役職員は、次に掲げることを理由として自らが行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 他の役職員の指示・教唆により行ったこと
- (4) 法人の利益を図る目的で行ったこと

(事前相談)

第 8 条 この法人の役職員は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめ理事長または事務局長に相談しなければならない。

(コンプライアンスのための教育)

第 9 条 この法人は役職員に対して次に掲げる目的のため必要に応じ研修をおこない、また、役職員はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

- (1) コンプライアンスに対する意識の高揚を図ること
- (2) コンプライアンスについての正しい知識の周知徹底を図ること

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議により理事長が行う。

付 則

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日より実施する。